

学校法人東北工業大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北工業大学（以下「法人」という。）に常勤する役員（以下「役員」という。）の報酬及び非常勤役員（理事・監事）の退職慰労金に関する必要な事項を定める。

2 教育職にある職員が常勤理事として役員を兼ねる場合の報酬及び退職慰労金は、別に定める内規により取り扱うこととする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、役員については、基本報酬、特別調整額、期末・勤勉手当とし、非常勤役員（理事・監事）については、非常勤役員報酬とする。

(役員報酬の決定)

第3条 役員報酬については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て決定する。

(基本報酬及び非常勤役員報酬)

第4条 基本報酬は、別表の特別職俸給表に定める号俸の俸給月額を適用し支給する。

2 基本報酬は、役員報酬の性格に鑑み、定期昇給は行わない。

3 非常勤役員報酬は、別表に定める。

(特別調整額)

第5条 役員が受ける基本報酬額に同報酬月額の12%相当額を特別調整額として加え、支給する。

2 特別調整額を算定の基礎に加算して支給する手当は、期末・勤勉手当とする。

3 特別調整額の支給において、月の1日から末日までの期間の全日数にわたり次の各号の一つに該当する場合は、特別調整額を支給することはできない。

(1) 外国出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病により療養休暇を与えられ又は休職の場合を除く）

(期末・勤勉手当)

第6条 期末・勤勉手当は、職員の例に準じて支給する。

(支給方法)

第7条 役員報酬の支給方法については、職員の例による。

(退職慰労金)

第8条 退職慰労金は、役員及び非常勤役員（理事・監事）で任期満了又は任期途中で退任したときは、別に定める「学校法人東北工業大学役員に対する退職慰労金支給規程」に基づき支給する。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(運用)

第10条 この規程に定めのない事項については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。

この規程の施行に伴い、役員報酬等の特別調整額の支給について（昭和60年3月26日付、決裁）及び特別職俸給表の制定について（昭和58年3月31日付、決裁）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

別表（第4条関係）

特別職俸給表

号俸	俸給額	備 考
1	635,000	
2	649,000	
3	663,000	副学長・局長
4	682,000	校長
5	725,000	
6	767,000	専務理事
7	821,000	
8	876,000	
9	931,000	学長
10	986,000	理事長

非常勤役員（理事・監事）に対する役員報酬

年 額	720,000円
支給月日	3月末日、9月末日
支給日に年額の2分の1を支給する	